

昭和二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

[政 令]

○銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改
正する法律の一部の施行期日を定め
る政令(一二五)

三

本号で公布された
法令のあらまし

◇銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律
の一部の施行期日を定める政令（政令第125号）
（警察庁）
銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律
（平成20年法律第86号）附則第一條第二号で
掲げる規定の施行期日は、平成21年六月一日と
することとした。

政 令

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

訓 名 舞 臺

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

政令第百二十五号

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(平成二十年法律第八十六号)附則第一條第二号の規定に基づき、この政令を制定する。
銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律附則第一條第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十一年六月一日とする。

内閣総理大臣 麻生 太郎